

自民党 衆議院議員 活動報告書 外務副大臣

木原誠二

せいじ便り 73号

誠心誠意、政策で。

外務副大臣を拝命しました

この度の内閣改造で、外務副大臣を拝命し、10月9日、皇居・正殿松の間において、天皇陛下より信任状を頂き、着任いたしました。2013年9月30日より2014年9月4日までの間、政務官として、外務省にて外交に力を注ぎましたが、1年のインターバルをにおいて、今回は副大臣として再び、日本外交を担う事となりました。地域としての担当はアジア全域とアフリカ、また、政策面では、軍縮・核不拡散、国連改革、科学技術外交、ODA、来年のG7外相会合などが主な担当となります。

岸田外務大臣が着任され、早くも1000日が経過し、いよいよ、岸田外交も集大成、仕上げの時期に入ります。折しも、来年は、我が国が、G7の議長国となり、伊勢志摩サミットを開催し、国連の非常任理事国にも就任する、大きな節目の年となります。この節目の年に岸田外交=平和外交の旗を立てられるように、私も副大臣として岸田外交を全力で支えて参ります。

副大臣就任直前までは、議会において、議院運営委員会理事、党国会対策委員会副委員長として、平和安全法制の成立に尽力して参りました。様々な立場から、様々なご意見があることは重々承知していますが、これは、あくまでもいざという時のために、備えるものです。つまり、「伝家の宝刀」であって、伝家の宝刀とは持っていることに意味があり、これを抜いてしまえば意味が半減してしまいます。伝家の宝刀を抜かなくてよいよう、外交による対話と合意形成の努力をする。そして「伝家の宝刀」があるからこそ、その外交努力もより効果的に実施できる。そうした想いで、岸田外交をしっかりと支えていきたいと思ひます。



今回の議論の過程では、野党第一党の民主党を含め多くの野党が反対の論陣を展開されました。しかし、民主党の元代表の前原誠司さんは、本年6月1日の平和安全法制特別委員会での質問に立ち、「一番大事な話は、集団的自衛権で、私は一部集団的自衛権を認めるという立場ですが・・・」と述べられ、また、現代表の岡田克也さんも、過去、以下のように答えておられ、集団的自衛権を否定していません。
したがって、私ども、引き続き、各党、何より国民の皆様のご理解を得るため、丁寧に説明していきたいと思ひます。
「日本を防衛するために活動している米軍が攻撃された場合、日本に対する行為と見なし、

問4

野党は皆 反対しているのじゃ？

ます。
なお、徴兵制に繋がるのご意見もあります。徴兵制は、憲法18条において「意に反する苦役を強いられない」と明確に禁止されています。加えて、現在の国家実力組織は、専門家・プロフェッショナル集団でなければ運用できず、徴兵制では対応できません。実際、G7のどの国も徴兵制を採用していませんし、従来徴兵制を採用していた国でも廃止が続いています。

事務所移転のお知らせ



11月6日より、下記のとおり、事務所を移転いたしました。お近くにお越しの際は、是非、お気軽にお立ち下さい。
189-0013 東京都東村山市栄町 2-28-2 久米川武蔵ビル1階
電話番号 042-392-4105
FAX 番号 042-392-4106

日本が反撃する余地を残すのは十分合理性がある。今の憲法は、すべての集団的自衛権の行使を認めていないとは言いつつ、集団的自衛権の自身を具体的に考えることで十分整合性を持って説明できる。」(読売新聞2003年5月3日「与野党4幹事長・憲法座談会」から抜粋)
「・・・では、共産党や社民党のように全く(集団的自衛権を)認めないのかというと、本当に必要なのであれば、それは憲法の大枠と矛盾しない範囲で、認めることもあるべきだと思います」(DIAMOND online 2014年6月23日「岡田克也元外務大臣に聞く」から抜粋。なお、カッコ書きは発行者追加)
以上、まよめるよ・・・
ポイントには、「①争いごとを避けるためには、守る力が必要」という意見と「②いや、守る力を持つから、かえって警戒心を相手に持たせるのだ」という意見のどっちが正しいのかということかもしれません。私は、どちらの意見も正しく、真実は中間にあるのだと思ひます。つまり、「平和安全法制で抑止力を高めながら、相手の警戒心を緩めるために平和外交を展開する。」
あらためて、外務副大臣として全力で取り組んでまいります。



PROFILE
外務副大臣、前外務大臣政務官。財政・金融全般、外交政策、社会保障・行革、都市農業など幅広く活動を展開。1970年6月東京生まれ。私立武蔵高校、東京大学法学部、ロンドン大学LSE修士卒業。平成5年大蔵省入省。平成17年9月衆議院初当選。著書に「英国大蔵省から見た日本」(文春新書)

Facebook <https://www.facebook.com/seiji.kihara>
twitter ID http://twitter.com/kihara_seiji

地元事務所
〒189-0013 東村山市栄町2-28-2 久米川武蔵ビル1階
TEL 042-392-4105 FAX 042-392-4106
国会事務所
〒100-8981 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館915号室
TEL 03-3508-7169 FAX 03-3508-3719

<http://www.kiharaseiji.com>

発行：木原誠二後援会 東京都東村山市栄町2-22-13 松岡ビル2階

平和安全法制について

9月19日、平和安全法制が成立しました。この間、様々なご意見・ご質問を頂いてまいりました。この場をお借りしてお礼申し上げますとともに、あらためて、今回の平和安全法制について、お話をさせていただきます。

近所で玄関も勝手口も鍵をかけていなかったお宅が泥棒に入られた事を考えてみて下さい。もちろん泥棒が悪いに決まっています。しかし、もし周辺では最近泥棒が多発していたとしたら、捜査に来た警察官には、「戸締りはしつかりとおいて下さい」と言われてしまうかもしれません。泥棒にも「まさか鍵をかけていないとは思わなかった」と開き直られるかもしれません。日本が属するアジアでは、安全保障環境が大きく変化しています。核開発を進める北朝鮮、軍備増強を推し進める中国など安全保障環境が厳しさを増している中で、単に相手を非難しているだけでは、物事は解決しないのも真実ではないでしょうか。今回の法案について、以下4つの質問を通じて考えてみたいと思います。



2015年7月3日安倍総理へ質問

問1 戦後70年間なぜ日本は安全に暮らせてこれたのか？

「憲法9条があるからだ」とお答えになる方も多いと思います。私もその意見に半分賛成です。ただし、憲法9条は、日本が自ら攻撃することを禁止しているだけで、相手がイチャモンをつけてくることまでは止められません。私たちが街中を歩いているとき、前から歩いてくる人に「目があつた」や「肩がぶつかった」などの理由でイチャモン、因縁をつけられることも時として起こります。それは国際社会においても同じです。

超大国として台頭する中国



- 中国は、既に日本を追い抜き、世界第二位の経済大国であり、多くの国際機関の予測では2030年代には米国も抜いて世界第一位になると予測されています。
- 中国の防衛予算は、過去27年間で41倍に伸びています。
- 南シナ海では7つの人工島、東シナ海でも14個のプラットフォームを建設するなど、積極的な海洋進出を続けています。
- 防空識別圏（ADIZ）の設定やアジアインフラ投資銀行（AIIB）創設など、新たな国際秩序の構築にも積極的です。

アジアがホットスポットになりつつあります。こうした状況変化に的確に対応するのが今回の法整備です。

問2 限定的な集団的自衛権は本当に必要なの？

第2次世界大戦からの学びとして、私たちは憲法9条を手に入れ、平和国家の道を進んできました。同様に国際社会も国連を結成し、集団的自衛権あるいは集団安全保障を中心に「皆で助け合ってお互いにお互いを守り合う」という方法を作り出しました。



外国要人と会談

第2次世界大戦において、ドイツ・イタリア・日本はそれぞれ個別的自衛権を主張し、個別的自衛権の拡大解釈によって、戦争に突入致しました。その反省として、国際社会は集団的自衛権でお互いを守り合う形へと変化し、冷戦期にはアメリカを中心とした西側のNATO・ソ連を中心とした東側のワルシャワ条約機構という2つの大きな集団的自衛権の枠組みが出来上がり、冷たい均衡を保ったわけです。このように、**集団的自衛権は、戦争のための枠組みではなく、戦争を抑止するための枠組み**です。しかも、我が国は、この一般的な集団的自衛権に更に制限を加えています。つまり、単に密接な外国な攻撃されただけでは不十分で、そのことが我が国の平和と安全を脅かす場合にのみ「限定的に」集団的自衛権が行使できることとしており、戦争法案という批判は全くありません。

問3 今回の法整備によって日本の自衛隊が世界中にいつて戦争に加わってしまうのではないですか？

問1～問2で述べたように、今回の法整備は、我が国の平和と安全を守るためのものであり、例えば、集団的自衛権においても、密接な関係にある他国への武力攻撃が発生しただけでは行使できず、**我が国の平和と安全が脅かされなければ、行使することはありません。**また、その他の周辺有事等の場合を含め、自衛隊を派遣する場合は、国会での事前承認を得る必要があり、**その都度、民主的統制、国民的議論に委ねられ**

ポーランドとウクライナに見る集団的自衛権の重要性

上記のワルシャワ条約機構がソ連崩壊とともに消滅した際、2つの国が取った異なる対応を見れば、集団的自衛権がなぜ必要なのか、よくわかります。1つ目の国はポーランドです。ポーランドはソ連崩壊後にNATOに加盟し、集団的自衛権の中に入りました。その結果、現在も平和で安定した国家が続いています。2つ目の国はウクライナです。ウクライナはソ連崩壊後に、NATOに加盟をしなかったために、クリミア半島を占領されるなど、様々な紛争に巻き込まれています。ちなみに、フィリピンも1991年に米軍の駐留を解消した結果、中国の南シナ海への進出が加速しています。



2015年9月26日富山県のセミナーで講演